⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、令和４年７月20日において次の要件を満たすものとする。

１）平成19年度以降に元請けとして、以下に示す工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。）。次の要件を満たす中間部に明かり部を有しない連続する１本のトンネル工事。

・ＮＡＴＭによるもので標準部の覆工後の内空断面積が80㎡以上かつ同一トンネルにおいて施工延長600m以上のトンネル工事の施工実績を有すること。

なお、分割発注された工事の継続施工（契約）工事については、１件の工事として取り扱うものとする。

また、施工延長については掘削延長、覆工延長ともに600m以上のものとする。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

２）建設業法（昭和24年法律第100号）の土木一式工事につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う。

３）建設業法の土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い　7⑴１）の認定（7⑴１）の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、7⑴１）の認定を受けていない構成員が7⑴１）の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、7⑴１）の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに7⑴１）の認定を受けていないとき並びに当該認定を受けたものの認定の際に算定した経営事項評価点数が7⑴２）の条件に満たないとき又は7⑴１）の一般競争参加資格がないとの認定（7⑴１）の四国地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

また、当該工事の開札の時までに、構成員が7⑴１）の認定を受けるための審査並びに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知　「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「令和４－６年度　桑野道路下大野トンネル工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和４年６月17日

国立大学法人北海道大学総長　賓金　清博

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　01

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　導入計画物品及び数量　事務用パーソナルコンピュータ　１式

⑶　調達方法　借入

⑷　導入予定時期　令和５年７月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

Ａ　事務用に使用されるパソコンであるため、一般的な事務作業に適した仕様であること。詳細は導入説明書による。

Ｂ　本調達は機器のみの調達とする。

Ｃ　「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」第６条に定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（グリーン購入法）に適合した製品であること。

Ｄ　障害発生時に即時に対応できるようなサポート体制が提供されること。

２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　令和４年７月19日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提供先　〒060―0808 札幌市北区北８条西５丁目　北海道大学財務部調達課係長（契約管理担当）　赤渕　崇弘　電話011―706―4564

３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　令和４年６月17日から令和４年７月19日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　説明会の開催　本公表に基づく導入説明会を開催する。

⑴　開催日時　令和４年６月28日14時00分

⑵　開催場所　北海道大学情報基盤センター北館４階会議室

５　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

６　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 14

⑵　Nature and quantity of the products to be rented : Personal Computers for General Office Work ; 1 unit

⑶　Type of the procurement : Rental

⑷　Schedule time of introduction : On or after July 2023

⑸　Basic requirements of the procurement :

A　The personal computers to be procured will be used for general office work and the specifications shall be suitable for the purpose. Refer to the instructions for details.

B　This procurement is only for equipment.

C　The products must conform to the “Basic Policy on the promotion of the procurement of Eco-Friendly Goods, etc.” stipulated in Article 6 of the Act on Promotion of Procurement of Eco-Friendly Goods and Services by the State and Other Entities (Act on Promoting Green Purchasing) (Act No.100 of 2000).

D　A support system shall be provided that allows for immediate response in the event of a failure.

⑹　Deadline for the submission of the requested material : 17 : 00　19 July 2022

⑺　Contact point for the notice : AKABUCHI Takahiro, Procurement Section, Procurement Division, Hokkaido University, Kita 8 Nishi 5 Kita-ku Sapporo-shi 060―0808 Japan, TEL 011―706―4564